■自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成26年2月18日金融庁告示第7号)、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日金融庁告示第21号)、として、当事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)及び前事業年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する ための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用 のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出において は基礎的手法を採用しております。

【連結自己資本比率】 (単位:百万円)

(在10日10月本比平)		(単位・日/月
項目	令和2年3月31日	令和3年3月31日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	119,952	121,127
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,155	56,153
うち、利益剰余金の額	65,703	66,576
うち、自己株式の額(△)	235	304
うち、社外流出予定額(△)	1,670	1.298
うち、上記以外に該当するものの額	1,070	1,250
フア資本に算入されるその他の包括利益累計額	 △191	1.612
うち、為替換算調整勘定		1,012
	^ 101	1 612
うち、退職給付に係るものの額	△191	1,612
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	311	265
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,571	4,337
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,571	4,337
うち、適格引当金コア資本算入額		_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	796	586
する	171	147
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	123,613	128.076
コア資本に係る調整項目 (2)	. 20,0 . 0	1.20,07.0
#形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	1,657	2,881
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,657	2,881
プラス のれが放び ピープープープープープイブに応じるの数/7の版 操延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額	90	70
新たり出金不足額 (1) は 日本		-
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
近分に取りに行い追加した自己員本に相当する領 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_
		240
見職給付に係る資産の額 □ □ □ □ 左対・済地・光等(対象音の部 □ ➡ トナセスナの ち除く))の第		240
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
寺定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,747	3,192
自己資本		
コニ資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	121,866	124,884
リスク・アセット (3)		12.00
言用リスク・アセットの額の合計額	1,190,398	1,125,265
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,770	1,302
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	- 1,//0	1,302
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,770	1,302
	1,//U	1,302
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		
トペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	54,538	50,222
信用リスク・アセット調整額	-	-
ナペレーショナル・リスク相当額調整額	_	-
リスク・アセットの額の合計額 (二)	1,244,937	1,175,488
重結自己資本比率		

【単体自己資本比率】 (単位:百万円)

		(十四・口/川)/
項 目	令和2年3月31日	令和3年3月31日
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	119,681	120,668
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,155	56,153
うち、利益剰余金の額	65,432	66,117
うち、自己株式の額 (△)	235	304
うち、社外流出予定額(△)	1,670	1,298
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	311	265
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,523	4,289
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,523	4,289
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	796	586
コア資本に係る基礎項目の額(イ	123,312	125,810
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,632	2,872
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,632	2,872
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	_
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ	1,632	2,872
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ	121,680	122,937
リスク・アセット (3)	-	
信用リスク・アセットの額の合計額	1,182,321	1,118,943
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,770	1,302
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	<u> </u>	_
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,770	1,302
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	54,215	50,032
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセットの額の合計額(コ	1,236,537	1,168,975
自己資本比率	- 1,200,007	.,,
自己資本比率((ハ) / (二))	9.84%	10.51%
	3.0170	10.5170

【定性的な開示事項】(連結・単体)

「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前決算期との相違は

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出 する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。) に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び 当該相違点の生じた理由
 - 連結グルー プに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ①連結子会社の数
 - 連結される子会社
 - ②連結子会社の名称及び主要な業務
 - ・東和カード株式会社(クレジットカ-
 - ・東和銀リース株式会社(リース業務)

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法 人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称・貸借 対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれな いもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範 囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資 産の額並びに主要な業務の内容 対象となる会社はございません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段 ございません。

2. 自己資本調達手段の概要 令和元年度(令和2年3月31日)

発行主任	*		株式会社 東和銀行	東和カード 株式会社	東和銀リース 株式会社	
資本調達手段	の種類	普通株式	第二種優先株式	新株予約権	普通株式 (非支配株主持分)	普通株式 (非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目	連結自己資本比率	40,919百万円	15,000百万円	311百万円	88百万円	83百万円
の額に算入された額	単体自己資本比率	40,919百万円	15,000百万円	311百万円	_	_
配当率		_	12ヶ月TIBOR+1.15%	_	_	_
	有無	無	無	無	無	無
貝 因	日付	_	_	_	_	_
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
貝屋を可能 こり る付割	概要	_	_	_	_	_
	有無	無	有	無	無	無
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	概要		平成22年12月29日から平成36年12月28日 迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換え に普通株式取得請求が可能。	_	-	_
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
フレヤマンロシス(こ)木の行下)	概要	-	-	-	_	

今和2年度(今和3年3日31日)

ヤ仙2十皮(ヤ仙3千3月31日)						
発行主任	本	株式会社 東和銀行			東和カード 株式会社	東和銀リース 株式会社
資本調達手段	め種類	普通株式	第二種優先株式	新株予約権	普通株式 (非支配株主持分)	普通株式 (非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目	連結自己資本比率	40,848百万円	15,000百万円	265百万円	72百万円	74百万円
の額に算入された額	単体自己資本比率	40,848百万円	15,000百万円	265百万円	_	_
配当率		_	12ヶ月TIBOR+1.15%	_	_	_
	有無	無	無	無	無	無
貝 图	日付	_	_	_	_	_
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
貝屋を可能と9 る村町	概要	I	_	-	_	_
	有無	無	有	無	無	無
他の種類の資本調達手段 への転換に係る特約	概要		平成22年12月29日から平成36年12月28日 迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換え に普通株式取得請求が可能。	_	_	_
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
アンサンビデスに対めない	概要	_	-	_	_	_

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等 の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行う とともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自 己資本の額を超えなりようにモニタリングすることで、自己資本の充

実度を確認しております。 ____また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう 努めております。

4. 信用リスクに関する事項
(1) リスク管理の方針及び手続の概要
信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、個別債務者に対する厳正な与信審を・管理を行うことを個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。非価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニショングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。 また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活

用しています

○自己査定と償却・引当

○日日日 (日本) 日日日 (日本) 日日日 (日本) 日日日 (日本) 日日日 (日本) 日日 (日本) 日本) 日日 (日本) 日日 (日本) 日本) 日本 (日本) 日本 (日

区方が「正常元」「安定意元」に該当する債権については、一定の権 類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一 般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻 先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込ま れる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上 を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項 当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等 向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用

回げエンスパーシャーにしいて、「ここれ」 しています。 ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン(MDY)、スタンダード&プアーズ(S&P)、株式会社日本格付研究所(JCR)、株式会社格付投資情報センター(R&I)の特殊など、 格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法といいます。 「日本のリスクを削減する手法といいます。」

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、そのうえで、信用リスクを軽減している。担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用しては、担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、保証の評価や管理等の手続については、道切な取扱のにより、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱のべく、にいます。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす 適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減 手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の 内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援 機構(前任宅金融公庫)や政府関係機関、地方公共団体の保証などが

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針 及び手続の概要 当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。
(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項
(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要
当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての
関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。
証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。
当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と
同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。
なお、当行は再証券化商品を保有しておりません。

2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定 する体制の整備及びその運用状況の概要 証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の 状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統 合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリ スク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出 に使用する方式の名称 「外部格付準拠方式」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針 当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての 関与がありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公 認会計工協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な 会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類でとのリスク・ウェイト判定 に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、スタンダード&プアーズ (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。 なお、証券エンタポージャーの種類に応じた適格格付機関の使

い分けは行っていません。

-ショナル・リスクに関する事項 8. オペレ-

8. オペレージョアル・リスグに関する事項
(1) リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが
不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象が
生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。
当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナ
ル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法
務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています 理しています。

全 ことがある事務統括システム部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当 額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注) を採用しています。
 - (注) [基礎的手法] とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。 リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク (VaR) (注) によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR···一定の確率の下の予想最大損失額

10. 金利リスクに関する事項
(1) リスク管理の方針及び手続の概要
当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにベーシス・ポイント・バリュー(BPV)。② やバリュー・アット・リスク(VaR)によるリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、市場運営方針や業務計画に合致した市場リスク水準を検討し、自己資本の一部をリスク量の上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含めた市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針とし、運営しています。

(注) BPV…全ての期間の金利が一定量変化した場合の時価損益変動額

(2) 金利リスク算定方法の概要
① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる △EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項ア. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期令和3年3月31日基準においては、4.40年としております。
イ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

ウ. 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 当行が内部管理として活用している内部モデルにより保守的に 推計した将来の流動性預金最低残高を滞留部分とし、期落額のう ち市場金利非追随部分に相当する額を各期間の満期に割り当てて

す. 複数の通貨の集計方法及びその前提 当行保有資産及び負債に占める外貨の比率は低く、金利リスクへの影響が軽微であることから、集計対象とする外貨は米ドルのみとし、△EVEが正(経済価値が減少する)となる通貨のみを単純合算しております。 カ. スプレッドに関する前提 スプレッドとその変動は考慮しておりません。 キ. 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

□ 記している
□ 記

市場リスク量を管理しております。

【定量的な開示事項】連結(令和2年3月期及び令和3年3月期)

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己 資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年	3月31日	令和3年3月31日	
項 目 	リスク・ アセット	所要自己 資本額	リスク・ アセット	所要自 資本額
引リス <i>ク</i>	1,190,398	47,615	1,125,265	45,
票準的手法が適用されるポートフォリオ -	1,190,118	47,604	1,125,083	45,
1. 現金	-	-	-	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	_	
4. 国際決済銀行等向け	-	-	_	
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	_	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	375	15	383	
7. 国際開発銀行向け	-	-	_	
8. 地方公共団体金融機構向け	110	4	102	
9. 我が国の政府関係機関向け	12,006	480	13,050	
10. 地方三公社向け	37	1	37	
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,637	305	7,463	
12. 法人等向け	728,822	29,152	668,528	26
13. 中小企業等向け及び個人向け	216,803	8,672	212,627	8
14. 抵当権付住宅ローン	68,282	2,731	65,257	2
15. 不動産取得等事業向け	30,731	1,229	28,276	1
16. 三月以上延滞等	3,922	156	2,899	
17. 取立未済手形	20	0	16	
18. 信用保証協会等による保証付	8,264	330	13,503	
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	-	-	
20. 出資等	7,350	294	8,882	
(うち出資等のエクスポージャー)	7,350	294	8,882	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_	
21. 上記以外	67,044	2,681	65,166	2
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの)	17,561	702	17,560	_
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分)		-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	49,483	1,979	47,606	1
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	49,405	1,373	47,000	1,
		_		
(うち再証券化)	10.655	426	12.040	
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	10,655	426	12,048	
(うち再証券化)	16 500	-	17.404	
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,500	660	17,401	
(うちルック・スルー方式)	16,500	660	17,401	
(うちマンデート方式)	_	_	_	
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	
(うちフォールバック方式)	4 770	- 70	-	
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	1,770	70	1,302	
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	-	_	-	
オフ・バランス取引等	9,781	391	8,133	
CVAリスク相当額 (簡便的リスク測定方式)	280	11	182	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			_	
ペレーショナル・リスク(基礎的手法) 	54,538	2,181	50,222	2,
所要自己資本額		49,797		47,

⁽注) 所要自己資本額=リスクアセット×4%

- 3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券 化エクスポージャーを除く。) に関する事項
- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存 期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結) (単位:百万円)

	(**************************************				
		令和2年3月31日			
		信用リスク	に関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
	国内	1,982,234	1,462,949	518,138	1,146
	国外	37,431	2,327	35,104	_
地	域別合計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146
	製造業	211,030	171,352	39,677	1
	農業、林業	3,773	3,773	_	_
	漁業	2	2	_	_
	鉱業、採石業、砂利採取業	189	189	_	_
	建設業	87,550	80,654	6,896	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	26,644	16,455	10,188	_
	情報通信業	24,935	20,665	4,270	_
	運輸業、郵便業	54,169	48,387	5,781	-
	卸売業、小売業	127,201	105,938	21,261	1
	金融業、保険業	84,227	34,895	48,187	1,144
	不動産業、物品賃貸業	264,719	240,385	24,334	-
	各種サービス業	169,879	161,003	8,876	I
	国・地方公共団体	516,100	223,911	292,189	_
	その他	449,241	357,662	91,579	_
業	種別計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結)

()	(里結) (単位:百万円)				
			令和3年	3月31日	
		信用リスクロ	に関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
	国内	2,075,001	1,523,709	550,427	864
	国外	37,134	1,721	35,413	_
地	域別合計	2,112,136	1,525,431	585,840	864
	製造業	210,743	179,485	31,256	1
	農業、林業	3,302	3,302	_	_
	漁業	2	2	_	_
	鉱業、採石業、砂利採取業	236	236	_	_
	建設業	97,070	89,417	7,652	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	29,694	22,811	6,882	_
	情報通信業	23,964	19,688	4,276	-
	運輸業、郵便業	55,380	50,193	5,187	_
	卸売業、小売業	137,302	119,196	18,106	_
	金融業、保険業	77,470	30,387	46,219	862
	不動産業、物品賃貸業	267,121	240,519	26,601	-
	各種サービス業	184,341	175,830	8,510	_
	国・地方公共団体	561,781	233,273	328,507	_
	その他	463,724	361,085	102,638	_
業	種別計	2,112,136	1,525,431	585,840	864

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結) (単位:百万円)

			令和2年	3月31日	
		信用リスク	に関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
	1年以下	404,018	367,480	35,390	1,146
	1年超3年以下	326,043	242,324	83,718	-
	3年超5年以下	279,933	187,354	92,579	_
	5年超7年以下	167,302	124,827	42,475	_
	7年超10年以下	210,090	147,388	62,702	_
	10年超	592,622	384,093	208,529	_
	期間の定めのないもの	39,619	11,773	27,845	_
	その他	35	35	_	_
残	存期間別合計	2,019,666	1,465,277	553,242	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結) (単位:百万円)

		令和3年3月31日				
		信用リスクロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		(注)	貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引	
1年	以下	387,852	345,639	41,349	864	
1年	超3年以下	323,070	247,722	75,348	_	
3年	超5年以下	295,542	209,372	86,170	_	
5年	超7年以下	198,922	152,664	46,258	_	
7年	超10年以下	250,609	178,492	72,116	_	
103	年超	617,441	382,324	235,117	_	
期間	園の定めのないもの	38,661	9,182	29,479	_	
その	D他	32	32	_	_	
残存期	間別合計	2,112,136	1,525,431	585,840	864	

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結) (単位:百万円)

(里位:百万)					
		令和2年3月31日	令和3年3月31日		
	国内	3,928	2,944		
	国外	_	_		
地域別合計		3,928	2,944		
	製造業	459	426		
	農業、林業	7	1		
	漁業	_	_		
	鉱業、採石業、砂利採取業	_	_		
	建設業	672	516		
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_		
	情報通信業	23	22		
	運輸業、郵便業	40	40		
	卸売業、小売業	405	292		
	金融業、保険業	_	_		
	不動産業、物品賃貸業	687	459		
	各種サービス業	629	523		
	地方公共団体	_	_		
	その他	1,002	661		
業	種別計	3,928	2,944		

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘 定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
你会周己业会	令和2年3月31日	1,897	674	2,571
一般貸倒引当金	令和3年3月31日	2,571	1,765	4,337
個別貸倒引当金	令和2年3月31日	3,067	233	3,300
10 加貝因51 日本	令和3年3月31日	3,300	1,069	4,370
合 計	令和2年3月31日	4,964	907	5,872
合 計	令和3年3月31日	5,872	2,835	8,707

- (注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。
 - 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定 を行っておりません。
 - 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(連結) (単位:百万円)

	個別貸倒引当金			
	令和2年3月31日	令和3年3月31日		
製造業	774	1,755		
農業、林業	2	-		
漁業	_	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_		
建設業	102	80		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	-		
情報通信業	20	18		
運輸業、郵便業	84	90		
卸売業、小売業	377	575		
金融業、保険業	2	-		
不動産業、物品賃貸業	436	335		
各種サービス業	1,364	1,414		
地方公共団体	_	_		
その他	136	99		
合 計	3,300	4,370		

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位:百万円)

	貸出金償却				
	令和2年3月31日	令和3年3月31日			
製造業	505	213			
農業、林業	_	_			
漁業	_	_			
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_			
建設業	1,500	109			
電気・ガス・熱供給・水道業	_	-			
情報通信業	_	_			
運輸業、郵便業	25	0			
卸売業、小売業	555	399			
金融業、保険業	_	-			
不動産業、物品賃貸業	128	191			
各種サービス業	81	300			
地方公共団体	_	_			
その他	69	15			
合 計	2,867	1,230			

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用 されるエクスポージャーの額

(連結) (単位:百万円)

(12 2)						
	令和2年	3月31日	令和3年	3月31日		
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用		
0%	1,088	637,227	1,107	815,895		
10%	_	205,042	-	320,746		
20%	95,568	187	101,928	187		
35%	_	195,091	_	186,450		
50%	3	856	9	814		
75%	_	289,071	-	283,503		
100%	_	847,171	_	786,891		
150%	_	1,599	_	1,183		
250%	_	7,024	-	7,024		
1250%	_	_	_	_		
合 計	96,660	2,183,271	103,045	2,402,696		

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項について は該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額 当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する 事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項につ いては該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結) (単位:百万円)

	令和2年	3月31日	令和3年3月31日		
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時 価	
上場している出資等	10,913		13,029		
上記に該当しない出資等	8,788		10,183		
合 計	19,702	19,702	23,212	23,212	

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
売却損益額	492	1,588
	812	209

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識さ れない評価損益の額、連結貸借対照表及び連結損益計算書で 認識されない評価損益の額

(油粒) (単位:百万円)

(ÆNU)		(+0:07)
	令和2年3月31日	令和3年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結 損益計算書で認識されない評価損益の額	2,239	4,444
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	_	_

8. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ なし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関 する事項

(連結) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
ルック・スルー方式	16,500	17,401
マンデート方式	_	_
蓋然性方式250%	_	_
蓋然性方式400%	_	_
フォールバック方式	_	_
合 計	16,500	17,401

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリス ク・アセットを算出し、合算する方式です。 2. 「マンデート方式」とは、ファンドの運用基準(マンデート)に基づき、
 - ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・ アセットを算出し、合算する方式です。
 - 3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いこ とを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いこ とを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 5. 「フォールバック方式」とは、上記1~4の方式が適用できない場合に、 1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

9. 金利リスクに関する事項

(連結) (単位:百万円)

IRRBI	IRRBB1:金利リスク						
		1		Λ	=		
項番		⊿E	VE	ا⊿	NII		
		令和2年3月31日	令和3年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日		
1	上方パラレルシフト	9,547	10,325	2,030	3,801		
2	下方パラレルシフト	_	_	6,643	6,872		
3	スティープ化						
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	9,547	10,325	6,643	6,872		
		ホ		^			
		令和2年3月31日		令和3年3月31日			
8	自己資本の額		121,866		124,884		

【定量的な開示事項】単体(令和2年3月期及び令和3年3月期)

1. 自己資本の充実度に関する事項

	令和2年	3月31日	令和3年3	令和3年3月31日	
項 目	リスク・ アセット	所要自己 資本額	リスク・ アセット	所要E 資本	
用リスク	1,182,321	47,292	1,118,943	44	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,182,041	47,281	1,118,761	44	
1. 現金	_	_	_		
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_		
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	-		
4. 国際決済銀行等向け	_	_	-		
5. 我が国の地方公共団体向け	_	_	_		
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	375	15	383		
7. 国際開発銀行向け	_	_	-		
8. 地方公共団体金融機構向け	110	4	102		
9. 我が国の政府関係機関向け	12,006	480	13,050		
10. 地方三公社向け	37	1	37		
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,628	305	7,454		
12. 法人等向け	731,942	29,277	671,302	26	
13. 中小企業等向け及び個人向け	216,739	8,669	212,579	8	
14. 抵当権付住宅ローン	68,282	2,731	65,257	2	
15. 不動産取得等事業向け	30,731	1,229	28,276	1	
16. 三月以上延滞等	3,921	156	2,898		
17. 取立未済手形	20	0	16		
18. 信用保証協会等による保証付	8,264	330	13,503		
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_		
20. 出資等	7,350	294	8,882		
(うち出資等のエクスポージャー)	7,350	294	8,882		
(うち重要な出資のエクスポージャー)	7,000	23 .	0,002		
21. 上記以外	55,927	2,237	56,134	2	
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの)	17,561	702	17,560	_	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分)	17,501	702	17,500		
(うち上記以外のエクスポージャー)	38.366	1,534	38,573	1	
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	30,300	1,554	30,373	'	
(うち再証券化)					
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	10655	426	12.049		
	10,655	426	12,048		
(うち再証券化)	16 500		17 401		
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,500	660	17,401		
(うちルック・スルー方式)	16,500	660	17,401		
(うちマンデート方式)	_	_	_		
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_		
(うち蓋然性方式400%)	_				
(うちフォールバック方式)	4 770		- 4 200		
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	1,770	70	1,302		
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	-	_	-		
オフ・バランス取引等	9,776	391	8,127		
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	280	11	182		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	_		_		
ペレーショナル・リスク(基礎的手法)	54,215	2,168	50,032	2	
所要自己資本額		49,461		46	

- 2. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券 化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存 期間別の期末残高

地域別、業種別

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日				
	信用リスク	こ関するエク	スポージャー	-の期末残高	
	(注) 貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ 有価証券 ブ以外のオフ・ バランス取引				
国内	1,985,209	1,465,890	518,172	1,146	
国外	37,431	2,327	35,104	-	
地域別合計 2,022,641 1,468,218 553,276 1					
製造業	211,020	171,352	39,666	1	
農業、林業	3,773	3,773	_	_	
漁業	2	2	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	189	189	_	_	
建設業	87,550	80,654	6,896	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	26,644	16,455	10,188	_	
情報通信業	24,906	20,665	4,241	_	
運輸業、郵便業	54,169	48,387	5,781	-	
卸売業、小売業	127,197	105,938	21,256	1	
金融業、保険業	84,499	35,131	48,223	1,144	
不動産業、物品賃貸業	267,611	243,235	24,376	_	
各種サービス業	169,879	161,003	8,876	_	
国・地方公共団体	516,100	223,911	292,189	_	
その他 449,096 357,518 91,578					
業種別計	2,022,641	1,468,218	553,276	1,146	

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体) (単位:百万円)

(里体) (単位:日万円)					
			令和3年	3月31日	
		信用リスクロ	に関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	デリバティブ 取引		
	国内	2,077,660	1,526,328	550,467	864
	国外	37,134	1,721	35,413	_
地	域別合計	2,114,795	1,528,050	585,880	864
	製造業	210,739	179,485	31,252	1
	農業、林業	3,302	3,302	_	_
	漁業	2	2	-	_
	鉱業、採石業、砂利採取業	236	236	_	_
	建設業	97,070	89,417	7,652	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	29,694	22,811	6,882	_
	情報通信業	23,935	19,688	4,246	_
	運輸業、郵便業	55,380	50,193	5,187	_
	卸売業、小売業	137,297	119,196	18,101	_
	金融業、保険業	77,641	30,522	46,256	862
	不動産業、物品賃貸業	269,763	243,119	26,643	_
	各種サービス業	184,341	175,830	8,510	_
Ī	国・地方公共団体	561,781	233,273	328,507	_
Ī	その他	463,607	360,969	102,637	_
業	種別計	2,114,795	1,528,050	585,880	864

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(単体) (単位:百万円)

		令和2年3月31日			
		信用リスク	に関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
	1年以下	407,103	370,566	35,390	1,146
	1年超3年以下	326,043	242,324	83,718	_
	3年超5年以下	279,933	187,354	92,579	_
	5年超7年以下	167,302	124,827	42,475	_
	7年超10年以下	210,080	147,378	62,702	_
	10年超	592,622	384,093	208,529	_
	期間の定めのないもの	39,553	11,674	27,879	_
	その他	_	_	_	_
残	存期間別合計	2,022,641	1,468,218	553,276	1,146

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体) (単位:百万円)

_						
			令和3年	3月31日		
		信用リスク	に関するエク	スポージャー	-の期末残高	
		(注)	貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・ バランス取引	有価証券	デリバティブ 取引	
	1年以下	390,587	348,373	41,349	864	
	1年超3年以下	323,070	247,722	75,348	_	
	3年超5年以下	295,542	209,372	86,170	_	
	5年超7年以下	198,922	152,664	46,258	_	
	7年超10年以下	250,597	178,481	72,115	_	
	10年超	617,441	382,324	235,117	_	
	期間の定めのないもの	38,630	9,110	29,520	_	
	その他	_	_	_	_	
残	存期間別合計	2,114,795	1,528,050	585,880	864	

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

		令和2年3月31日	令和3年3月31日
	国内	3,880	2,904
	国外	_	_
地	域別合計	3,880	2,904
	製造業	459	426
	農業、林業	7	1
	漁業	_	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	_	-
	建設業	672	516
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
	情報通信業	23	22
	運輸業、郵便業	40	40
	卸売業、小売業	405	292
	金融業、保険業	_	_
	不動産業、物品賃貸業	687	459
	各種サービス業	629	523
	地方公共団体	_	_
	その他	955	621
業	種別計	3,880	2,904

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘 定の期末残高及び期中の増減額

(単体) (単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年3月31日	1,695	827	2,523
一放貝倒り日本	令和3年3月31日	2,523	1,766	4,289
用则登周司业会	令和2年3月31日	2,622	572	3,195
個別貸倒引当金	令和3年3月31日	3,195	1,069	4,265
	令和2年3月31日	4,318	1,400	5,718
合 計	令和3年3月31日	5,718	2,836	8,555

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
 - 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定 を行っておりません。
 - 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(単体) (単位:百万円)

(-		
	個別貸倒引当金	
	令和2年3月31日	令和3年3月31日
製造業	767	1,727
農業、林業	2	-
漁業	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_
建設業	102	80
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	20	18
運輸業、郵便業	84	90
卸売業、小売業	374	573
金融業、保険業	2	_
不動産業、物品賃貸業	436	335
各種サービス業	1,358	1,405
地方公共団体	_	-
その他	46	32
合 計	3,195	4,265

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単体) (単位:百万円)

(+1+)			
	貸出金償却		
	令和2年3月31日	令和3年3月31日	
製造業	505	213	
農業、林業	_	_	
漁業	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	
建設業	1,500	109	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	_	_	
運輸業、郵便業	25	0	
卸売業、小売業	555	399	
金融業、保険業	_	-	
不動産業、物品賃貸業	128	191	
各種サービス業	81	300	
地方公共団体	_	-	
その他	50	0	
合 計	2,848	1,215	

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用 されるエクスポージャーの額

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日		令和3年	3月31日
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	1,088	637,227	1,107	815,894
10%	_	205,042	_	320,746
20%	95,522	187	101,881	187
35%	-	195,091	_	186,450
50%	3	854	9	812
75%	_	288,985	_	283,439
100%	_	839,168	_	779,629
150%	_	1,599	_	1,183
250%	_	7,024	_	7,024
1250%	_	_	_	_
合 計	96,613	2,175,180	102,998	2,395,367

3. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクス ポージャー ^(注)	17,454	15,389
保証又はクレジットデリバティブが適用 されたエクスポージャー	1,277	534

(注)預金担保、国債担保が該当

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単体) (単位:百万円)

		令和2年3月31日	令和3年3月31日
グロ	1ス再構築コストの額	745	420
与信相当額 (担保による信用リスク削減 効果勘案前)		1,146	864
ij	派生商品取引	1,146	864
	外国為替関連取引	887	626
	金利関連取引	_	_
	その他取引	131	185
2	フレジットデリバティブ	_	_
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)		1,146	864

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関す る事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項 ①投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資 産の種類別の内訳

区 分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
住宅ローン債権	20,517	19,123
クレジットカード与信・割賦債権	14,767	9,807
オートローン債権	18,535	25,438
リース料債権	677	3,864
その他貸付債権	1,011	4,399
合 計	55,508	62,633

②投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイ トごとの残高及び所要自己資本

(単体) (単位:百万円)

E A	令和2年	3月31日	令和3年3月31日	
区分	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
15~20%	55,508	444	62,633	501
20~50%	_	_	-	_
50~100%	_	_	_	_
100~1250%	_	_	_	_
1250%	_	_	-	_
合 計	55,508	444	62,633	501

- (注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4%
 - 2. 全額オン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。
 - ③自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第 2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
 - ④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リス ク・アセットの額 該当ありません。
- 6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- (1) 貸借対照表計上額及び時価

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日 貸借対照表 計上額 時 価		令和3年	3月31日
			貸借対照表 計上額	時 価
上場している出資等	10,883		12,987	
上記に該当しない出資等	8,827		10,228	
合 計	19,710	19,710	23,215	23,215

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 の額

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
売却損益額	492	1,487
償却額	812	209

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評 価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価 損益の額

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算 書で認識されない評価損益の額	2,214	4,407
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	_	_

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ なし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関 する事項

(単体) (単位:百万円)

	令和2年3月31日	令和3年3月31日
ルック・スルー方式	16,500	17,401
マンデート方式	_	_
蓋然性方式250%	_	_
蓋然性方式400%	_	_
フォールバック方式	_	_
合 計	16,500	17,401

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリス
 - ク・アセットを算出し、合算する方式です。 2. 「マンデート方式」とは、ファンドの運用基準(マンデート)に基づき、 ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・ アセットを算出し、合算する方式です。
 - 3. 蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いこ とを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いこ とを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 5.「フォールバック方式」とは、上記1~4の方式が適用できない場合に、 1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

8. 金利リスクに関する事項

IRRBI	IRRBB1:金利リスク				
		1		/\	=
項番		⊿EVE		⊿NII	
		令和2年3月31日	令和3年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日
1	上方パラレルシフト	9,547	10,325	2,030	3,801
2	下方パラレルシフト	_	_	6,643	6,872
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,547	10,325	6,643	6,872
		ホ		^	
		令和2年	3月31日	令和3年3月31日	
8	自己資本の額		121,680		122,937

【報酬等に関する開示事項】

- 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整 備状況に関する事項
- (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対 象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のと おりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取 締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連 結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」 で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況 に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象 としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子 法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。 ア. 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結 総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの 及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。 なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

イ. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載 の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の 員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以 上の報酬等を受ける者を指します。

ウ.「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与え る者」の範囲

「グループ業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える 者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行 グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を 与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重 要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

取締役の役員報酬は、指名報酬委員会で審議し、客観性を確保す るため、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評 価・助言を受け、報酬限度額の範囲において、取締役会で決定して おります。また、監査役の役員報酬は、外部評価委員会の評価・助 言を受け、報酬限度額の範囲内において、監査役会で決定しており ます。

- 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用 の適切性の評価に関する事項
- (1) 報酬等に関する方針について
- ① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、取締役の報酬に関する方針を定めております。

- ア. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、 以下のとおりであります。
 - ・取締役 報酬月額 25百万円以内(昭和63年6月29日株主 総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数: 15名)
 - ・監査役 報酬月額 8百万円以内(平成6年6月29日株主総会 決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数:3名)
 - ・取締役(社外取締役を除く)株式報酬型ストック・オプショ ン年額 60百万円以内

(平成22年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取 締役(社外取締役除く)の員数:3名)

- イ. 「取締役の報酬に関する方針」について
 - (ア) 当該方針は、令和3年2月19日取締役会にて決定いたしま
- (イ) 内容の概要について
 - a. 取締役の個人別報酬等(非金銭報酬を除く)の額の決 定に関する方針
 - ・取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。 固定報酬は月次で支給する。

- b. 非金銭報酬 (株式報酬型ストック・オプション) 内容
 - ・社外取締役を除く取締役に割り当てる。
 - ・新株予約権個数は役職位別の配分とする。
- c. 固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合に ついて
 - ・固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オ プションである非金銭報酬は、割当日において算定 された公正価額を基準として決定する。
 - 固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプション は約2割を目安とする。
- d. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 - ・個人別報酬(ストック・オプションを含む)に関す る事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構 成された指名報酬委員会で審議し、外部の弁護士等 からなる外部評価委員会の評価を得て、取締役会で 決定する。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役 員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決 定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の 整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬 総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び 支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

単位:百万円

						-		
	役員区分 員数 (人)	吕米h	報酬等の 総額 (百万円)					
				固定報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	非金銭 報酬等	その他
	取締役 (除く社外 役員)	6	139	114	_	-	24	-
	監査役 (除く社外 役員)	3	36	36	_	-	-	-
	計	9	175	150	_	_	24	_

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行 使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

医は技術員の医療所なと保証 いっとことしてのりよう。				
	行使期間			
株式会社 東和銀行	平成22年8月4日から			
第1回新株予約権	令和17年8月3日まで			
株式会社 東和銀行	平成23年8月13日から			
第2回新株予約権	令和18年8月12日まで			
株式会社 東和銀行	平成24年8月4日から			
第3回新株予約権	令和19年8月3日まで			
株式会社 東和銀行	平成25年8月3日から			
第4回新株予約権	令和20年8月2日まで			
株式会社 東和銀行	平成26年8月7日から			
第5回新株予約権	令和21年8月6日まで			
株式会社 東和銀行	平成27年8月7日から			
第6回新株予約権	令和22年8月6日まで			
株式会社 東和銀行	平成28年8月13日から			
第7回新株予約権	令和23年8月12日まで			
株式会社 東和銀行	平成29年8月11日から			
第8回新株予約権	令和24年8月10日まで			
株式会社 東和銀行	平成30年8月11日から			
第9回新株予約権	令和25年8月10日まで			
株式会社 東和銀行	令和元年8月10日から			
第10回新株予約権	令和26年8月9日まで			
株式会社 東和銀行	令和2年8月14日から			
第11回新株予約権	令和27年8月13日まで			

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他 参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。